

医療費通知に係る個人情報利用にあたっての同意について

共済組合では組合員及び被扶養者の医療費等の内容をお知らせするため、医療費通知書を年3回（3月、7月、11月）、共済組合担当課を通じて組合員の皆様に配付しています。

個人情報保護法により、個人情報を第三者に提供する場合は、組合員等個人ごとに同意を得ることになっていますが、組合員本人または被扶養者本人から特段の申出がない場合は「同意（黙示）」をいただいているものとして取り扱います。

このことにより、医療費通知については世帯ごとにまとめて作成し、組合員の皆様に配付させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

なお、同意されない方につきましては、共済組合保健課まで連絡をお願いいたします。